

公募に関する質問と回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	開設の場所について	ハザードマップの災害対象エリアに含まれていたり、都市計画に該当していた際は認めないなど開設場所の制限はあるか。延岡市のハザードマップを拝見したところ、山間部以外はほぼ全域が、津波・高潮・洪水等の災害対象区域に該当している。災害対象地域が認められない場合、場所の選定が非常に困難であるため、事前に確認したい。	賃貸により事業所を開設する場合は、開設場所の制限はありません。ただし、建物を整備する場合は、都市計画区域の調整区域には原則自由に建物を建てることはできず、災害レッドゾーン区域は開発行為が禁止されております。施設整備にあたっては、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令等を遵守してください。また、災害イエローゾーンでの整備については、事業者の責任において想定される災害リスクに対して安全確保や避難に係る設計上の工夫や設置等の対策を講じてください。
2	法人の事業実施状況一覧表（様式9）	法人が行う全ての事業について記載が必要か。	法人として継続的な運営が期待できるか判断する上で、必要な情報となりますので、全ての事業について記載が必要です。ただし、法人の持つ子会社や法人内でグループの内部管理を担う部門については記載不要です。
3	法人の定款について	法人の定款を提出することになっているが、原本証明済みの写しを提出すればよいか。	お尋ねのとおりです。
4	法人及び法人代表者の完納証明書について	提出が必要な完納（納税）証明書の種類を確認したい。	法人（住民）税については、本社所在地を管轄する税務署及び自治体において、それぞれ完納（納税）証明書の交付を受けてください。また、法人代表者が納税義務者となる他の税についても、代表者住所を管轄する税務署及び自治体において、それぞれ完納（納税）証明書の交付を受けてください。

[illegible]